

台湾：株券の電子化について

アジアニュースレター

2025 年 9 月 12 日号

執筆者:

孫 櫻倩

i.sun@nishimura.com

周 致玄

j.jou@nishimura.com

黄 彦倫

y.huang@nishimura.com

I はじめに

台湾では、株式会社は、台湾集中保管結算所（日本の証券保管振替機構に相当する台湾版「ほふり」、以下「TDCC」といいます。）に株式を登録・保管することで、紙の株券を作成することなく、株券の発行を行うことができます（以下、紙の株券を作成せずに株式の発行を行うことを「株券電子化」といい、紙の株券を作成せずに発行された株券を「電子化された株券」といいます。）¹。電子化された株券に係る株式の譲渡については、TDCC で口座間の振替手続が行われることにより記録されます。

本稿では、台湾における株券電子化に関する規制及び株券電子化の流れ並びに電子化された株券に係る株式の譲渡及び質権設定について解説します。

II 株券電子化に関する規制及び株券電子化の流れ

1. 法令等

台湾証券取引法（以下「証券取引法」といいます。）8 条²に基づき、有価証券の発行会社は、紙の有価証券を印刷することなく、有価証券の口座振替を通じて、有価証券の交付を行うことができます。さらに、2001 年の台湾会社法（以下「会社法」といいます。）改正により設けられた同法 161 条の²³の規定によ

¹ 株券電子化を行っている会社も、台湾会社法上は「株券発行会社」に該当します。

² 証券取引法 8 条：

(1 項)

本法でいう発行とは、発行者が募集後に有価証券を作成して交付する行為、又は口座振替の方法により有価証券を交付する行為をいう。

(2 項)

前項の口座振替の方法による有価証券の発行については、実体としての有価証券を印刷しないことができる。

³ 会社法 161 条の 2：

(1 項)

株式を発行する会社は、その発行する株式について、実体としての株券を印刷しないことができる。

(2 項)

前項の規定により株券を印刷しない会社は、証券保管振替機構に対し、その発行する株式を登録し、同機構の定めるところに従い取扱うものとする。

り、株券を発行する会社は、株式公開発行会社⁴であるか否かに関わらず、紙の株券を作成することなく、電子化された株券の形で株券を発行することが可能となっています。

2. TDCC における作業規定

TDCC においては、前述した証券取引法 8 条及び会社法 161 条の 2 の規定により電子化された株券等有価証券の電子化登録及び口座振替交付に関する作業規定（中文による原文表記では、「臺灣集中保管結算所股份有限公司發行人辦理無實體發行有價證券登録暨帳簿劃撥交付作業配合事項」。以下「作業規定」といいます。）が定められています。株式会社が株券電子化の方法により株式を発行し、又は発行済株式を表章する株券を全面的に電子化する場合は、作業規定に基づき、TDCC に対して申請を行い、発行した株式を登録しなければならないものとされています。

3. 電子化の流れ

株券電子化は、会社法上、株主総会で決議すべき事項とはされていないため、その実施について、株主総会へ付議することは法律上必ずしも求められてはおりません。しかしながら、特に定款において紙の株券を作成する旨の規定がある場合には、株券電子化を行うにあたって、まずは株主総会の特別決議⁵により当該定款を変更する必要があります。

株券電子化の実施に関する情報については、株式公開発行会社の場合は、MOPS（中文による原文表記では「公開資訊觀測站」）。以下 URL 参照: <https://mopsov.twse.com.tw/mops/web/index>）のシステムを通じ、MOPS 上の自社ページに掲載することにより開示することができます。一方、株式非公開発行会社の場合には、MOPS を利用することができないため、經濟部の会社公告情報サイト（中文による原文表記では、「公司依公司法規定公告資訊站」）。以下 URL 参照: <https://serv.gcis.nat.gov.tw/pap/>）において株券電子化の実施に関する情報を開示することが推奨されています。もっとも、株式非公開発行会社について法律上は公告方法までは特に限定されているわけではないため、新聞紙上や自社ウェブサイト上で公表することでも足りると解されています。

株券電子化の実施にあたり公表すべき内容としては、基本的に、株券が電子化される株式の範囲、電子化の実施期日、既に発行された紙の株券の無効化に関連する手続き等が想定されます。

また、作業規定 3 条に基づき、株券電子化を行う株式会社は、TDCC との間で保管交付口座を開設する契約を締結する必要があります。加えて、当該株式会社が、①Taiwan Stock Exchange における上場会社、又は Taipei Exchange における②メインボード上場会社若しくは③新興市場登録会社のいずれにも該当しない場合、TDCC に対して株券電子化の申請を行う際、専門の株式事務代行機関に株式事務を委託する必要があります。

⁴ 台湾における株式公開発行会社とは、一般的には、①Taiwan Stock Exchange における上場会社（中文では「上市公司」）、又は Taipei Exchange における②メインボード上場会社（中文では「上櫃公司」）若しくは③新興市場登録会社（中文では「興櫃公司」）を指すものの、必ずしもこれらには限定されません。なお、証券取引法の適用対象は、株式公開発行会社に限られます。

⁵ 発行済株式総数の 3 分の 2 以上を有する株主が出席し（定足数）、当該出席株主の議決権の過半数の賛成をもって行う株主総会決議を指します。

さらに、既に紙の株券を発行している株式会社は、株式会社の株券発行の認証に関する規則（中文による原文表記では、「股份有限公司發行股票簽證規則」）4 条 1 項に基づき、株券電子化を行うために、TDCC に株式を登録する際、当該株式を表章する発行済みの紙の株券を回収して無効化する必要が生じます。そのため、既に紙の株券を発行している株式会社は、株券電子化にあたり、株式事務代行機関を通じて株主に通知・公告し、発行済みの紙の株券の回収及び認証機関による株券無効化認証等の手続きを経る必要があります。

III 電子化された株券に係る株式の譲渡及び質権設定

会社法上、株券発行会社の株式の譲渡については、譲渡人から譲受人に対する株券の裏書交付が効力発生要件とされています（会社法 164 条⁶参照）。また、株券発行会社の株式を質権設定の目的物とする場合も、その設定にあたり質権設定裏書を行った上で株券を交付することが必要とされます（台湾民法 908 条⁷参照）。そのため、これら株式の譲渡や質権設定に際し、対象となる株式を表章する紙の株券が発行されている場合には、その株券の所在の確認、（取引数量や最新の会社名等に合わせた）整理・再発行手続、裏書、輸送及び交付等に大きな手間とコストがかかることもあり得ます。特に国際間での M&A 取引等に伴い当該台湾の会社の株式に関する譲渡や質権設定を行う際には、大量の紙の株券への裏書作業や越境運送を手配する必要が生じることもあり、コスト面の負担だけでなくクロージングに向けてのスケジュールをも左右する要因となり得ます。

一方、株券電子化を実施しておけば、株券発行会社の株式に関する譲渡又は質権設定を行う際に、TDCC を通じ、口座間の振替方式によりこれらを実施することが可能となります（会社法 161 条の 2 第 3 項⁸参照）。したがって、台湾の株式会社の M&A や発行済株式への質権設定等の取引を行うことが想定される場合に、対象会社たる台湾の株式会社が紙の株券を発行しているときは、予め株券電子化の実施を前置させることも検討すべき一案になり得るものと思料いたします。

⁶ 会社法 164 条：

株券発行会社の株式の譲渡は、株券所持者が裏書をもって行うものとし、かつ、譲受人の氏名又は名称を株券に記載しなければならない。

⁷ 台湾民法 908 条：

有価証券を権利質の目的物とする場合は、裏書した上で交付しなければならない。なお、この場合、裏書する際に質権設定の旨を明記することができる。

⁸ 会社法 161 条の 2：

（3 項）

証券保管振替機構に登録された株式について、その譲渡又は質権の設定を行う場合は、発行会社による処理方式又は口座間の振替による方式にてこれをなすものとし、本法 164 条及び台湾民法 908 条の規定は適用しない。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com